

医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン(案)の概要

[ガイドライン(案)の作成方法]

日本臨床救急医学会から4名、日本救急医学会から4名、救急救命士教育施設協議会から1名(オブザーバー)により、ガイドライン(案)を作成(Web会議、メールのやりとり等で作成)。

- 臨床救急医学会のうち1名は看護師、救急救命士教育施設協議会の1名は救急救命士。
- 上記以外に、一般財団法人日本救急医療財団、一般社団法人日本病院前救護統括体制認定機構からのご意見などを参考とした。

[ガイドライン(案)の位置づけ・考え方 等]

- 令和3年6月4日の第24回救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会で示された事務局案及び当該検討会構成員のご意見を踏まえて、厚生労働省が示す省令又は通知で規定される内容以外に、医療機関毎にそれぞれ考えるべき点や考えられる例示などを、エキスパートオピニオンとしてまとめたもの。
- 各項目には、基本的な考え方、ポイント、院内規程の具体例等を記載している。各医療機関は、これらを踏まえて、ガイドラインの内容を適宜取捨選択等を行うことで、救急救命士の院内委員会や研修等に関して、一定程度業務の質が担保できるものと考えられる。
- 現在は、日本臨床救急医学会及び日本救急医学会の担当する委員会等において、ガイドライン(案)として確認を受けた段階。令和3年7月16日の第25回救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会の議論を踏まえて、令和3年9月中に両学会の正式な承認を取得する予定。
- なお、今回作成を目指すガイドラインは、あくまで改正救急救命士法が施行される前の現時点(令和3年7月)における救急医療機関等の状況を踏まえたものであり、今後、適宜見直し等を行う可能性がある。

医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン(案)の概要

[ガイドライン(案)の目次]

救急救命士と本ガイドライン作成の背景

救急救命士法の改正と整備事項

本ガイドライン作成のプロセス

1 医療機関が設置する院内委員会

1-1 院内委員会の設置と規程

1-2 院内委員会での検討事項

1-2-1 救急救命処置を実施する場所

1-2-2 救急外来等において実施する救急救命処置の範囲

1-2-3 救急救命処置を指示する医師

1-2-4 救急救命処置の記録と評価

1-2-5 救急救命士が院内で実施する救急救命処置以外の業務

1-2-6 救急救命士が受講する研修の実施と管理

1-2-7 救急救命士の業務の質を保証する観点から必要となる事項

1-2-7-1 勤務する救急救命士の技術の確認

1-2-7-2 他の医療機関での勤務経験を有する救急救命士への対応

1-2-7-3 消防機関での実務経験を有する救急救命士への対応

1-2-8 院内で救急救命士を運用する場合に必要と考えられる事項

2 研修について

2-1 救急救命士が就業前に受講する研修の項目

2-1-1 救急外来における医療安全

2-1-2 救急外来における感染対策

2-1-3 救急外来におけるチーム医療

2-1-4 適切な救急救命処置の実施と救急救命士に求められる役割

2-2 救急救命士が就業前に受講する研修の受講方法と時間数

2-3 救急救命士が研鑽的に行う生涯学習